

## 教養カード管理要綱の改正について

〔昭和51年11月15日教発第61号  
警察本部長より各部・課・室・隊・校・署長あて〕

改正 平成16年4月28日務甲達第71号

教養カード作成以来15年を経過し、様式の内容も必ずしも利用に最適ではない点もあり、不備事項の補正とあわせて、別記のとおり「教養カード管理要綱」を全面改正したので事務処理上遗漏なきを期せられたく、通達する。

なお、従来の教養カードは、そのまま活用することとし、新採用者等から逐次適用し、切り替えるものとする。

廃止、昭和47年5月25日付、教発第441号「教養カード管理要項の改正について」

### 教養カード管理要綱

#### (趣旨)

第1 この要綱は、石川県警察教養に関する訓令（平成13年石川県警察本部訓令第11号）第24条第2項の規定に基づき、教養カードの様式、管理等について必要な事項を定めるものとする。

#### (作成対象)

第2 教養カードは警視以下の警察官及び一般職員につき作成する。

#### (様式)

第3 教養カードは別添様式とする。

#### (作成基準)

第4 教養カードは、対象者1人につき、2枚作成し、1枚は警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に、1枚は所属長において保管する。

#### (保管整理)

第5 教養カードは、教養責任者又は補助者が作成整理する。

#### (記載要領)

第6 教養カードの記載要領は、次による。

##### 1 一般的記載事項

- (1) 各種教養資料の基礎資料となるものであるから、記載は特に正確に記すること。
- (2) 記載は、青色又は黒インク（ボールペンを含む。）を用いること。
- (3) 教養カード色別部に、次の色紙をはるものとする。

警視、警部～黄 警部補～緑 巡査部長～紫 巡査長～青 巡査～白

一般職員～赤

##### 2 具体的記載要領

- (1) 氏名は、現在の氏名を記入し、紙のかわっている者は旧姓のところに、新たに氏のかわった者は、前の氏を消して新姓のところにそれぞれ書き加える。
- (2) 学歴欄は、新制中学校以上の各学校名、卒（修）年月日及び卒、修別をそれぞれ記載する。

旧制の小学校は中学校のところに、中学校は高校のところに、その最終学校名、卒（修）年月日を記載する。

- (3) 趣味、し好について記載する。
- (4) 写真は、制服（一般職員は私服）脱帽、上半身のものとする。
- (5) 勤務異動は、採用後の勤務異動について、順に洩れなく記載する。
- (6) 任用欄には、採用、昇任年月日をそれぞれ記載する。
- (7) 身体状況欄には、現在の身体状況を記載する。
- (8) 技能検定欄には、けん銃、逮捕術（新）、救急法、自動車の初、中、上級の取得年月日をそれぞれ記載する。
- (9) 柔道、剣道欄は、現在の段級位の取得年月日をそれぞれ記載する。
- (10) 特技等欄には、それぞれの種目の有無（有は印）、段級位、資格名等のいずれを記載する。
- (11) 各種大会、競技会、コンクール等入賞歴は、部内、外を問わず、県下大会以上のものについて順に記載する。
- (12) 鑑識は、初級、綜合上級の取得年月日をまた課目別上級については、写真は写、指紋は指、足痕跡は足、鑑識科学は科のところに取得時にでかこむ。
- (13) 体力測定欄は、体力検定または体力測定のそれぞれの検定（測定）年月日、級位等を記載する。
- (14) 水上安全法欄は、その資格取得年月日を記載する。
- (15) 各種教養歴
  - ア 警察大学校、管区警察学校、県警察学校、その他の学校欄それぞれ年月日順に記載する。
  - イ 研修、講習会等欄は、県規模以上の研修、講習会（職員研修所の委託研修を含む。）等で、2日以上のものについて、その年月日順に記載する。
  - ウ 術科大会出場欄は、けん銃、逮捕術、柔道、剣道、救急法等の県下大会規模以上の出場歴を記載する。
  - エ けん銃訓練欄は、けん銃の実弾射撃をした場合のみその弾数、使用年月日を記載する。
  - オ 本人の入校希望欄の申入年月日は、希望したときの年月日を、希望校は、県学校、管区学校、職員研修所などの区別を書く、希望科名は捜査専科、警備事件専科、会計事務研修などの希望科名を書き、希望が実現した場合は、印を「結果」のところに記載する。

（カードの送付）

第7 職員が配置換えになったときは、新所属長にすみやかに送付する。

2 退職などの場合には、その旨朱記して除去する。

別添様式は省略